遊漁業者登録票

氏名又は名称	山縣雄太
登録番号	茨城県 第1321号
登録の有効期間	令和元年 5 月 2 0 日から 令和 6 年 5 月 2 0 日まで
営業所の所在地	茨城県日立市久慈町3-18-7
遊漁船の名称	第八日正丸
遊漁船業務主任者の氏名	山縣 雄太 山縣 章太
損害賠償措置の保険期間	令和5年10月2日より 令和6年10月1日まで

遊漁業者登録票

氏名又は名称 山縣 雄太 茨城県 登録番号 第1321号 令和元年5月20日から 登録の有効期間 令和6年5月20日まで 茨城県日立市久慈町3-18-7 営業所の所在地 第二日正丸 遊漁船の名称 山縣 雄太 遊漁船業務主任者の氏名 章太 山縣 令和5年10月2日より 損害賠償措置の保険期間 令和6年10月1日まで